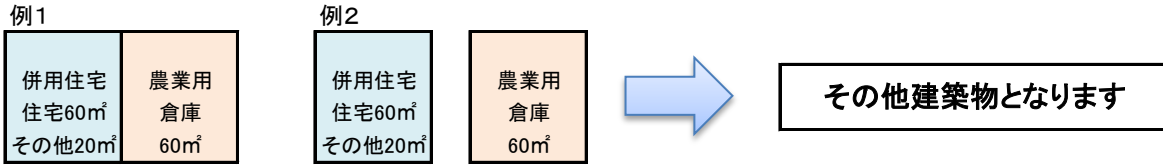


## 確認検査手数料算定基準の一部改訂について

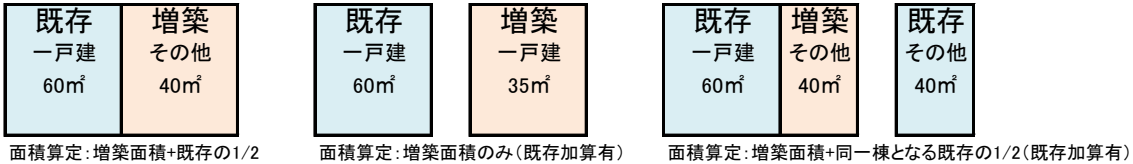
平成27年4月1日より確認検査手数料算定基準の一部を改訂します。

1. 一戸建て住宅の定義が変更になります。  
他の用途が農業用倉庫の場合に50㎡を超えても、一戸建ての住宅として取り扱っていましたが、今後はその他建築物として取り扱います。

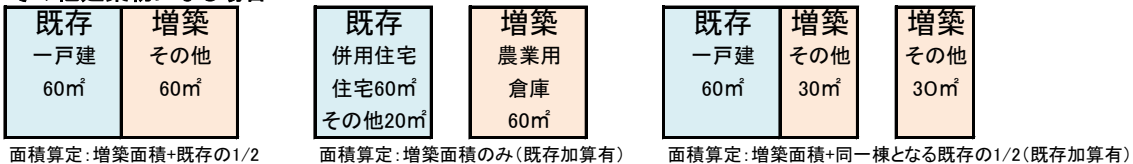


2. 増築の場合の料金算定が変更になります。  
増築の場合で、申請書第四面2欄の用途に一戸建ての住宅以外の用途がある場合は、その他建築物として料金算定します。  
ただし、一戸建ての住宅以外の用途が50㎡未満の場合は申請書第三面8欄の主要用途が一戸建ての住宅または兼用住宅の場合に限り、一戸建て住宅として料金算定します。  
また、同一棟の増築の場合は棟ごとに既存部分の延べ面積の1/2に増築部分の床面積を加算した面積で算出するものとします。

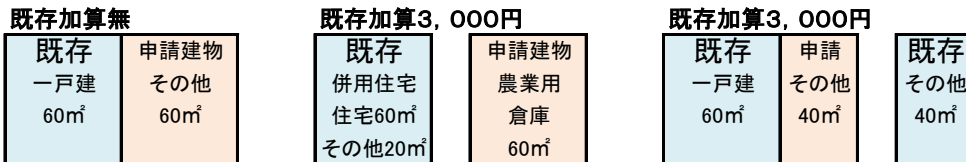
### 一戸建ての住宅になる場合



### その他建築物になる場合



3. 敷地内に申請建物以外の建築物がある場合  
敷地内に申請建物以外の建築物がある場合は、その棟数、床面積に係らず3,000円を加算します。



4. 性能規定の検証法の審査を要する建築物の料金算定が変更になります。  
現在、棟ごとに手数料を加算していますが、階ごとの加算に変更します。

性能規定の検証法の審査を要する建築物の確認申請手数料加算額

1,000㎡以内	10,000円/棟	→	<b>床面積2,000㎡以内の場合</b> 30,000円/棟(但し階数2以上の建築物の場合は40,000円)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	20,000円/棟		
3,000㎡超	30,000円/棟		

<b>床面積2,000㎡超える場合</b> 60,000円/棟(但し階数2以上の建築物の場合は70,000円)
--

5. 完了検査において追加説明書の提出を求め、その提出があったもので  
天空率・検証法・日影・構造計算の再検討を要する場合は別途加算額  
が発生します。

完了検査において追加 説明書の提出を求めその 提出があったもの  10,000円/件	+	天空率	5,000円/区分
		検証法	確認申請時加算額の 1/2
		日影	10,000円
		構造計算	10,000円